

## 松本市指定地域密着型サービス事業者募集要項

令和８年度指定分  
指定看護小規模多機能型居宅介護

## 1 公募の趣旨

第9期介護保険事業計画に基づき、指定地域密着型サービスの事業を行う事業所を整備するにあたり、質の高い福祉サービスを継続的に提供できる者を公募により選定を行います。

なお、整備年度の早期に事業が着手できるよう、令和7年度中に公募を行うものです。

## 2 整備年度

令和8年度（令和9年3月31日までに開設、又は転換すること。）

## 3 募集する事業の種類、整備数

指定看護小規模多機能型居宅介護 1施設 定員29人

※新設、又は転換とします。

※通いサービス及び宿泊サービスの利用定員は、松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「松本市指定地域密着型サービス基準条例」という。）に定める範囲とします。

## 4 募集する圏域及び日常生活圏域における整備状況

圏域を限定せずに募集を受付けます。

ただし、応募が複数あった場合は、未整備圏域を優先します。

下記は、現在の看護小規模多機能型居宅介護の事業所数になります。

### (1) 未整備地区

| 圏域名  | 地 区                      | 事業所数 | 定員 |
|------|--------------------------|------|----|
| 中 央  | 第1地区、中央地区、白板地区、第2地区、東部地区 | -    | -  |
| 北 部  | 岡田地区、本郷地区、四賀地区           | -    | -  |
| 東 部  | 第3地区、里山辺地区、入山辺地区         | -    | -  |
| 中央北  | 城北地区、城東地区、安原地区           | -    | -  |
| 中央南  | 庄内地区、中山地区                | -    | -  |
| 南東部  | 寿地区、寿台地区、内田地区、松原地区       | -    | -  |
| 南 部  | 松南地区、芳川地区                | -    | -  |
| 南西部  | 神林地区、笹賀地区、今井地区           | -    | -  |
| 河西部  | 島内地区、島立地区                | -    | -  |
| 河西部西 | 新村地区、和田地区、梓川地区           | -    | -  |
| 西 部  | 安曇地区、奈川地区、波田地区           | -    | -  |

### (2) 整備済み地区

| 圏域名 | 地 区       | 事業所数 | 定員 |
|-----|-----------|------|----|
| 中央西 | 田川地区、鎌田地区 | 1    | 29 |

## 5 応募書類受付期間等

### (1) 受付期間

令和7年7月1日（火）～8月19日（火）まで

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

※土・日曜日、祝日は除きます。

(3) 受付（提出）場所

高齢福祉課 介護給付担当【本庁舎北別棟1階】

詳細は「16 提出先及び問合せ先」をご覧ください。

(4) 提出にあたっての注意事項

ア 応募書類の提出にあたっては、事前協議書による協議を行ってください。

事前協議書提出の締切りは、7月25日（金）必着です。

イ 事前協議書及び応募書類については説明等いたしますので、事前に電話連絡をして持参してください。持参できない場合は、ご相談ください。

【連絡先：0263-34-3213】

ウ 資料の追加又は修正等をお願いすることがありますので、日程に余裕をもって提出してください。

6 応募要件

(1) 資格

応募資格において、次のアからケまでの項目を全て満たす法人とします。

ア 応募書類提出日において、法人であること。

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号の規定に該当しないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 松本市暴力団排除条例（平成24年松本市条例第3号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と関係がある者でないこと。（選定後であっても、その事実が判明した場合は、選定結果を取り消します。）

カ 応募事業者自らが開設し、指定を受けるものであること。

キ 法人と代表者に税等の滞納がないこと。

ク 介護を必要とする高齢者の様々なニーズに応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営が見込めること。

ケ 当該事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の整備等に関する補助金の交付がない場合においても、自己資金等により事業所を開設できること。

(2) 事業所の建設用地

事業所建設用地（以下「建設用地」という。）において、次のアからカまでの項目を全て満たすものとします。

ア 農業振興地域の整備に関する法律、農地法、都市計画法、文化財保護法及びその他土地に係る法的規制について、関係部局等と事前に協議を行い、事業計画又は土地開発行為の実現性を確認したものであること。

なお、確認した内容については、様式6に詳細に記入すること。

イ 建設用地に抵当権等の施設存続の支障となり得るような権利設定がないこと、又は、その権利の抹消が確実であること。

ウ 建設用地については原則としてその所有権を取得すること。

エ 建設用地の所有権を取得することが困難な場合は賃借も可能であるが、この場合は、事業の存続に必要な期間の地上権又は借地権を設定し、これを登記すること。

オ 土地を今後、売買（貸与）により取得する場合は、公募で選定されなかった場合には、契約が無効である旨を明記した土地売買（賃貸借）確約書を添付すること。

カ 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づいて指定された土砂災害特別警戒区域（いわゆるレッドゾーン）でないこと。

なお、最新の市防災マップにより、建設用地における自然災害等のリスクを把握し、その内容と事業者としての対応について様式7に詳細に記入すること。（土砂災害警戒区域（いわゆるイエローゾーン）及び浸水想定区域については、建設用地として制限はないが望ましくない。選定事業者として決定した場合、指定にあたり必ず避難計画を策定すること。）

### (3) 事業所の建物

事業所の建物において、次のアからエの項目を全て満たすものとします。

ア 建物については原則としてその所有権を取得すること。

イ 建物の所有権を取得することが困難な場合は賃借も可能であるが、この場合は、事業の存続に必要な期間の賃借権を設定し、これを登記すること。

ウ 公募内容に示す定員等に沿った建物であること。

エ 松本市指定地域密着型サービス基準条例のほか、老人福祉法、介護保険法、建築基準法、消防法及びその他関係法令を遵守したものであること。

なお、確認した内容については、様式6に詳細を記入してください。

(4) 松本市指定地域密着型サービス基準条例等関係する規定を遵守したものであること。

### (5) 関係部署との事前調整

6(2)～(4)については、受付までに必要な関係部署と事前調整を行い、その指導を遵守してください。確認した内容は、様式6、7にて詳細を記入してください。

主な関係部署は下表のとおりです。

| 区分    | 主な担当部局   | 電話番号        |
|-------|----------|-------------|
| 建築・開発 | 松本市建築指導課 | 34-3255（建築） |
|       |          | 34-3285（開発） |
| 消防・防災 | 松本市消防防災課 | 33-1191     |
| その他   | 所轄消防署    |             |

### (6) 指定年度

整備年度に介護保険法で定める事業所の指定を受けるものとします。

## 7 提出書類

応募に当たっては、別紙「提出書類一覧表」に示す応募書類を令和7年8月19日（火）までに提出してください。

各様式については、松本市ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/kourei/144298.html>

## 8 応募書類作成における留意事項

- (1) 応募書類は、正本1部、副本（正本をコピーしたもので可）1部をご用意ください。
- (2) 応募書類の綴じ方は、以下のとおりとします。

ア フラットファイル等を用いて、A4判（縦）の左穴あけ綴りとし、ファイルの表紙及び背表紙に、法人名及び「地域密着型サービス事業者（看護小規模多機能）公募申込書類」と記載してください。正本については、項目ごとに文字表記のインデックスを付けてください。（申請書類そのものに貼付せず、別紙を挟みこんだうえでインデックスを貼付してください。）

イ ページは、付けないでください。

ウ 正本と副本の記載内容が異なることのないようにしてください。

### 9-1（新設の場合）地域住民への説明について

地域住民等への説明については、次のとおりとします。

- (1) 建設用地に係る、隣接者、町会等を対象に、建物と事業内容等についての説明会を応募書類提出日以前に必ず実施してください。
- (2) 応募書類に当該事業計画に対する、町会等の意見が示された書類（事業開始に係る同意書）を添付してください。
- (3) 当該事業計画に対する、隣接地に係る公図上の土地地権者の意見が示された書類（事業開始に係る同意書）を添付してください。
- (4) 地域住民等への説明は、「松本市の指定看護小規模多機能型居宅介護の事業予定者の公募に応募するための事前説明であり、現時点では施設整備が確定したものではなく、公募に応募して事業予定者として選定されなければ事業を行うことができない。」という前提の説明において、誤解のないように十分注意をしてください。

なお、地域住民等への説明は、同意書を形式的に求めるのではなく、施設建設や事業が円滑に実施できるように、理解と協力が得られることよう努めてください。

### 9-2（転換の場合）入居者、家族等への説明について

入居者、家族等への説明については、次のとおりとします。

- (1) 入居者全員及び家族等（以下「入居者等」という。）を対象に、サービス内容、料金等についての説明会を応募書類提出日以前に実施し、同意を得てください。
- (2) 応募書類に対する、入居者等の意見が示された書類（事業の開始に係る同意書）を添付してください。
- (3) 入居者等への説明は、「松本市の指定看護小規模多機能型居宅介護の事業者に応募するための事前説明である。現時点では事業が確定したものではなく、公募に応募して選定されなければ事業を行うことができない。」という前提において、誤解のないように十分注意をしてください。

なお、計画は既存入居者の処遇に十分に配慮し、入居者等への説明においても、同意書を形式的に求めるのではなく、事業が円滑に実施できるように、理解と協力が得られるよう努めてください。

## 10 選定方法等

(1) 選定方法

- ア 応募書類の適否、内容等について書類審査を行います。
- イ 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（以下「分科会」という。）にて本審査を行います。施設整備及び運営等についてのプレゼンテーションを行っていただきます。  
なお、プレゼンテーションの日程等については、別途通知します。
- ウ 本審査は、書類審査及びプレゼンテーションの結果等を総合的に判断したうえで  
行います。順位付けを行い、最上位の事業者を候補者として選定します。
- エ 分科会での選定候補者を市長が選定事業者として決定します。

(2) 主な審査項目

- ア 応募の動機
- イ 事業理念、基本方針
- ウ 地域に開かれたサービス
- エ 医療機関等との連携
- オ 事業所の建物・立地条件
- カ サービスの質の確保
- キ 防災・衛生管理等安全対策
- ク 事故防止・苦情処理における取組み
- ケ 事業計画の特色
- コ ①（新設）地域住民等関係者に対する説明及び同意の状況  
②（転換）入居者等関係者に対する説明及び同意の状況
- サ 安定的な運営
- シ 介護サービス事業の実績

(3) 選定結果の通知

選定の結果は、応募を受理した応募事業者に文書で通知します。

(4) 選定結果等の公表

申込事業者数及び選定事業者名は、ホームページで公表します。

(5) その他

- ア 審査結果が最上位であっても、応募要件に沿わない、評価点の合計が基準点に満たない又は評価が著しく低い審査項目がある者は、選定候補者としません。
- イ 選定事業者を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を市に提出してください。  
この場合、希望人数が公募範囲内である次点以下の者を選定します。（一定以上の基準を満たしている候補者に限る。）
- ウ なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合があります。

11 応募を受理できない場合等

次のいずれかに該当する場合は、応募を受理できない、又は無効若しくは失格となります。

- (1) 公募内容に適合しない場合
- (2) 応募書類において、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 応募期間中に提出すべき書類が全て揃わない場合
- (4) 建設用地が他の応募事業者と重複した場合

- (5) 1 法人から 2 か所以上の事業計画の提出があった場合
- (6) 応募書類の提出後に市の許可なく事業内容を変更した場合
- (7) プレゼンテーションに出席しない、又は虚偽の説明等を行った場合
- (8) 応募に係る採否の働きかけを行う等の目的で、応募事業者又はその関係者が、分科会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め又は接触した場合
- (9) 応募書類に虚偽の記載があった場合
- (10) 選定事業者決定後に建設用地に変更が生じた場合
- (11) 選定事業者決定後に事業計画等に大幅な変更が生じた場合
- (12) 選定事業者決定後に事業主体となる法人の法人格に変更が生じた場合
- (13) 法令等により事業所の整備等が認められない場合
- (14) その他不正行為等があった場合

## 12 選定事業者決定後の手続き

選定事業者として決定された事業者は、事業所の開設・指定、変更が行われるよう、速やかに進めてください。

決定後の事業計画（事業所の設計等に係る内容を含む。）の変更は、当該事業所の利用者等へのサービス向上に資する等市長が認めた場合を除いてできません。

また、選定事業者の決定をもって事業所の指定を保証するものではありません。施設の開設、転換に当たっては、介護保険法に基づく介護保険の指定等の手続きが別途必要となります。

計画の変更により、募集要件を満たさなくなったことが判明した場合は、その時点にて選定を取り消します。また、選定事業者であっても、「6 応募要件」にある法的な基準に満たない場合は、指定を行いません。

## 13 応募に関する留意事項

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって、応募要件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (2) 本公募以外の介護サービス事業所の併設を計画される場合は、応募事業者から提案してください。
- (3) 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (4) 応募書類の提出、プレゼンテーション等に要する諸経費は選定結果に関わらず、松本市は一切負担しません。
- (5) 応募の取下げをする場合は、応募取下書（任意様式）を松本市に提出してください。
- (6) 応募に関する質問は、「松本市公募に関する質問票」に具体的にご記入のうえ、電子メールで、下記「16 提出先及び問い合わせ先」まで提出してください。ただし、応募状況の問い合わせには、一切お答えできません。

質問の受付は、令和 7 年 7 月 14 日（月）までとします。提出された全ての質問とその回答については、令和 7 年 7 月 18 日（金）までに松本市ホームページに掲載します。

## 14 施設整備等の補助について

- (1) 県による令和 8 年度補助事業の内容が未定であるため、事業計画（資金計画等）は、

補助無しの内容で作成してください。

- (2) 補助申請については、県による施設整備等の補助が実施された場合に限り、選定事業者として決定した事業者と別途協議するものとします。
- (3) 地域密着型サービス施設整備事業に係る施工業者の決定においては、工事価格等の適正化を図るため一般競争入札とすることを条件とし、補助金の交付申請を行う場合は、入札の経過がわかる書類等を提出していただきます。
- (4) 補助事業により取得した財産については、補助金の目的に反して使用、譲渡、貸し付け、取壊し、廃棄等をしてはならないものです。処分を行った際は減価償却期間の残存年数に応じて補助金の返還が必要になる場合があります。そのため、補助金の活用は事業の持続性等について十分考慮してください。

15 その他

当該要項に定めのないものについては、別に市長が定めるものとします。

16 提出先及び問い合わせ先

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

松本市 健康福祉部 高齢福祉課 介護給付担当（本庁舎北別棟1階）

担当 三井、岸川

電 話 0263-34-3213（直通）

FAX 0236-34-3016

E-mail kaigo@city.matsumoto.lg.jp